ロ　顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第二十一条第一項に規定する行為を除く。）

ハ　威迫して困惑させる行為（法第二十一条第三項に規定する行為を除く。）

ニ　財産上の利益を供与する行為

ホ　法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定による書面の交付又は法第二十条第一項の規定による書面による通知につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ　第五十条第三項又は第六十条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為

ト　第五十条第三項又は第六十条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ　偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ　イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

（法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者）

第六十五条　法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法第二十三条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

第六十六条・第六十七条　［略］

（特定利益）

第六十八条　法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一　商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第七十条、第七十三条、第八十条及び第九十条を除き、以下この章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

［二・三　略］

第六十九条～第七十二条　［略］

（誇大広告等の禁止）

第七十三条　法第三十六条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

［一～五　略］

六　連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項（法第四十条第一項から第三項まで及び法第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

第七十四条～第七十九条　［略］

第八十条　法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

（法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者）

第二十三条の二　法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法第二十三条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

第二十三条の三・第二十三条の四　［同上］

（特定利益）

第二十四条　法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一　商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第二十四条の三、第二十七条、第三十条及び第三十一条の四を除き、以下この章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

［二・三　同上］

第二十四条の二～第二十六条　［同上］

（誇大広告等の禁止）

第二十七条　法第三十六条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

［一～五　同上］

六　連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項（法第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

第二十七条の二～第二十九条　［同上］

第三十条　法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。